

の事業の用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該災害対策用基幹放送設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該災害対策用基幹放送設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該災害対策用基幹放送設備等の取得価額の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

第六十八条の二十七第一項中「第四号」を「第五号」に、「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同条第二項の表に次の一号を加える。

三 第四十五条第二項の表の第 三号の上欄に掲げる地区	同号の中欄に掲げる事業	当該事業の用に供される設備 で政令で定める規模のもの
-------------------------------	-------------	-------------------------------

第六十八条の三十一第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「（これに類するものとして政令で定める構築物を含む。）」を「並びに」に改め、「並びに車両及び運搬具（一般乗用旅客自動車運送業の用に供するもので政令で定めるものに限る。）」を削る。

第六十八条の三十二第一項中「第五条第十四項」を「第五条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条

第十四項】に改める。

第六十八条の三十三第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十五第一項中「とする。」を「とし、同項第三号に掲げる建築物及び構築物である場合には百分の三十とする。」に改め、同条第三項中「次に」を「第一号及び第二号に」に、「並びに第四十七条の二第三項第三号」を「第三号に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに同号に掲げる構築物並びに第四十七条の二第三項第四号」に改め、同項第二号中「については、」を「については」に、「を含む」を「及び国家戦略特別区域法第二十五条第一項の認定を受けた同項に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた同項の区域計画を、口に掲げる地域については当該区域計画を、それぞれ含む」に、「同法第二十条第一項」を「都市再生特別措置法第二十条第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

三 中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第二項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて行われる同法第五十条第一項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業

により整備される建築物及び構築物で、政令で定めるもの

第六十八条の四十第一項中「第六十八条の十一第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第六十八条の十五第一項」を「第六十八条の十四第一項、第六十八条の十五第一項」に改め、「第六十八条の十五の四第一項」の下に「第六十八条の十五の六第一項」を加え、「第六十八条の二十、」を「第六十八条の十九、」に改める。

第六十八条の四十二第一項第二号中「第六十八条の十一」の下に「第六十八条の十四」を、「第六十八条の十五の四」の下に「第六十八条の十五の六」を加え、「第六十八条の二十、」を「第六十八条の十九、」に改める。

第六十八条の四十三第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「次の表の各号の上欄」を「次の各号」に、「当該各号の中欄に掲げる株式等（以下この条において「特定株式等」という。）」を「特定株式等」に改め、「又は貸倒れ」を削り、「の下欄に掲げる」を「に定める」に改め、「及び当該特定株式等の種類別」を削り、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一 資源開発事業法人（第三号に掲げる法人に該当するものを除く。） 百分の三十

二 資源開発投資法人（第四号に掲げる法人に該当するものを除く。） 百分の三十

三 資源探鉱事業法人 百分の九十

四 資源探鉱投資法人 百分の九十

第六十八条の四十三第二項第六号中「新增資資源株式等」を「特定株式等」に改め、「又は債権」及び「及び次号」を削り、同号イ及びロ中「分社型分割」の下に「若しくは現物出資」を加え、同号ハ及び同項第七号を削り、同条第四項中「又は資源特定債権（同条第一項の海外投資等損失準備金に係る同条第二項第六号ハに規定する資源特定債権を含む。以下この条において同じ。）」を削り、同項第一号から第三号までの規定中「又は資源特定債権」を削り、同項第五号中「又は資源特定債権」及び「当該特定法人の株式等について」を削り、同条第八項中「特定法人の」の下に「第二項第六号の」を加え、「又は貸倒れ」及び「及び当該特定株式等の種類別」を削り、同条第十項、第十二項、第十五項及び第十八項中「又是資源特定債権」を削り、同条第二十一項を削り、同条第二十二項中「前項」を「第七項」に、「特定株式等」を「第二項第六号の特定株式等」に、「同項」を「第一項」に、「第二十項」を「第六項まで及び第八項から前項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条の次に次の二条を加える。

(新事業開拓事業者投資損失準備金)

第六十八条の四十三の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、
産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十日までの間に同法第十七条第一項に規定する
特定新事業開拓投資事業計画（以下この項において「特定新事業開拓投資事業計画」という。）につい
て同条第一項の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けた投資事業有限責任組合契
約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この項及び第五項において「投資
事業有限責任組合」という。）に係る同法第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結し
ているもの（当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員に限り、当該連結親法人又はその連結子法人
が金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家のうち政令で定めるものに該当する場
合には当該投資事業有限責任組合の産業競争力強化法第二条第六項に規定する特定新事業開拓投資事業
(以下この項において「特定新事業開拓投資事業」という。)の実施に資するものとして政令で定める
要件を満たすものに限る。）のうち、当該計画の認定を受けた日から当該計画の認定に係る特定新事業
開拓投資事業計画（産業競争力強化法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変

更後のもの。以下この項及び第五項において「認定特定新事業開拓投資事業計画」という。）に記載された特定新事業開拓投資事業を実施する期間として財務省令で定める期間終了の日までの期間（以下この項及び第五項において「積立期間」という。）内において当該投資事業有限責任組合に係る組合員の出資をしたもののが、当該認定特定新事業開拓投資事業計画に従つて取得をした当該投資事業有限責任組合の組合財産となる産業競争力強化法第二条第五項に規定する新事業開拓事業者（当該計画の認定を受けた日以後に剰余金の配当をしたものを除く。以下この条において「新事業開拓事業者」という。）の株式（積立期間内における設立（合併及び分割型分割による設立を除く。）又は資本金の額の増加に伴う払込み又は現物出資により交付されるものに限る。以下この条において同じ。）を積立期間内に終了する各連結事業年度（以下この項において「適用連結事業年度」という。）において有している場合において、当該株式の価格の低落による損失に備えるため、当該適用連結事業年度終了の時において有する当該株式（合併（適格合併を除く。）により合併法人に移転するものを除く。）の当該適用連結事業年度終了の日に終了する当該投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に関する法律第八条第一項の事業年度（以下この項及び第五項において「計算期間」という。）終了の時（当該適用連結事業

年度終了の日に終了する当該投資事業有限責任組合の計算期間がない場合には、当該適用連結事業年度終了の日の直前に終了した当該投資事業有限責任組合の計算期間終了の時）における帳簿価額の合計額の百分の八十に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用連結事業年度に係る決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の各連結事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度において前項の規定により当該前日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された新事業開拓事業者投資損失準備金の金額（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第五十五条の二第一項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された新事業開拓事業者投資損失準備金の金額）がある場合には、当該新事業開拓事業者投資損失準備金の金額は、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三 清算中の連結子法人

4 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

5 第一項に規定する連結親法人又はその連結子法人が、認定特定新事業開拓投資事業計画に従つて取得をした投資事業有限責任組合の組合財産となる新事業開拓事業者の株式の全部を積立期間内の日を含む各連結事業年度（以下この項において「適用連結事業年度」という。）の積立期間内において適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この条において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（第九項及び第十項において「分割承継法人等」という。）に

移転する場合において、当該株式の価格の低落による損失に備えるため、当該適格分割等の直前の時を当該適用連結事業年度終了の時として当該株式の当該適格分割等の日の前日に終了する当該投資事業有限責任組合の計算期間終了の時（当該前日に終了する当該投資事業有限責任組合の計算期間がない場合には、当該前日の直前に終了した当該投資事業有限責任組合の計算期間終了の時）における帳簿価額の合計額の百分の八十に相当する金額以下の金額を新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

6 前項の規定は、同項の連結親法人が適格分割等の日以後二月以内に同項の新事業開拓事業者投資損失準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7 第一項に規定する連結親法人又はその連結子法人が適格合併により合併法人に新事業開拓事業者の株式の全部を移転した場合において、同項の規定により当該連結親法人又はその連結子法人の当該適格合併の日の前日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された新事業開拓事業者投

資損失準備金の金額があるときは、当該新事業開拓事業者投資損失準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。

8 前項又は第五十五条の二第六項の場合において、これらの規定の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものに限る。）が引継ぎを受けた新事業開拓事業者投資損失準備金の金額は、当該合併法人の当該適格合併の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

9 第五項に規定する連結親法人又はその連結子法人が適格分割等により分割承継法人等に新事業開拓事業者の株式の全部を移転した場合において、同項の規定により当該連結親法人又はその連結子法人の当該適格分割等の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された新事業開拓事業者投資損失準備金の金額があるときは、当該新事業開拓事業者投資損失準備金の金額は、当該分割承継法人等に引き継ぐものとする。

10 前項又は第五十五条の二第八項の場合において、これらの規定の分割承継法人等（その適格分割等の後において連結法人に該当するものに限る。）が引継ぎを受けた新事業開拓事業者投資損失準備金の金額は、当該分割承継法人等の当該適格分割等の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金

の額に算入する。

11 第一項及び第五項の規定は、前条第一項又は第八項の規定（第五十五条第一項又は第九項の規定を含む。）の適用を受けた新事業開拓事業者の株式については、適用しない。

12 第四項及び前項に定めるもののほか、第一項、第二項、第五項、第八項及び第十項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第三項まで及び第五項から第十項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(特定事業再編投資損失準備金)

第六十八条の四十三の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に同法第二十六条第一項に規定する特定事業再編計画（以下この項において「特定事業再編計画」という。）について同条第一項の認定（以下この項及び次項において「計画の認定」という。）を受けたものが、当該計画の認定を受けた日から同日以後十年を経過する日（当該計画の認定に係る特

定事業再編計画（同法第二十七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。第三項及び第四項第一号において「認定特定事業再編計画」という。）に記載された同法第二条第十一項に規定する特定事業再編（第一号及び第三項において「特定事業再編」という。）に係る同条第十一項第二号に規定する特定会社（以下この条において「特定会社」という。）が第五十五条の三第一項に規定する政令で定める目標を達成した場合には、同項に規定する政令で定める日）までの期間（第一号において「積立期間」という。）内の日を含む各連結事業年度（平成二十六年四月一日以後に終了する連結事業年度に限る。）において次の各号に掲げる株式若しくは出資又は債権につき当該各号に定める事実がある場合において、当該株式若しくは出資又は債権（以下この項において「特定株式等」という。）の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該事実がある連結事業年度（以下この項において「適用連結事業年度」という。）において当該特定株式等（合併により合併法人に移転するものを除く。）の取得価額（第二号に掲げる特定株式等にあつては、当該適用連結事業年度終了の時における帳簿価額）の百分の七十に相当する金額（当該適用連結事業年度において当該特定株式等（第一号に掲げるるものに限る。）の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該適用連結事業年度

の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法により特定事業再編投資損失準備金として積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用連結事業年度に係る決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定事業再編投資損失準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該特定会社の株式若しくは出資（以下この項及び次項において「特定株式」という。）で積立期間内における設立若しくは資本金の額若しくは出資金の額の増加に伴う払込み若しくは合併、分社型分割若しくは現物出資（次項第一号において「設立等に伴う払込み等」という。）により交付されるもの又は当該特定会社に対する貸付けに係る債権（以下この項及び次項において「特定債権」という。）で積立期間内における貸付けに係るもの 当該連結事業年度において当該特定株式又は特定債権の取得（当該計画の認定を受けた日以後最初に当該特定事業再編が行われた日（次号及び次項第二号において「最初特定事業再編実施日」という。）前の取得を除く。次項第一号において「特定取得」という。）をし、かつ、当該特定株式又は特定債権を当該連結事業年度終了の日まで引き続き有

していること。

二 最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式又は特定債権 当該連結事業年度が当該最初特定事業再編実施日を含む連結事業年度である場合において、当該特定株式又は特定債権を当該連結事業年度終了の日まで引き続き有していること。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、指定期間のうち産業競争力強化法の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの期間（以下この項において「特定期間」という。）内に計画の認定を受けたものが、平成二十六年四月一日を含む連結事業年度において次の各号に掲げる株式若しくは出資又は債権につき当該各号に定める事実がある場合において、当該株式若しくは出資又は債権（以下この項において「特定株式等」という。）の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該事実がある連結事業年度（以下この項において「特例適用連結事業年度」という。）において当該特定株式等（合併により合併法人に移転するものを除く。）の取得価額（第二号に掲げる特定株式等にあつては、当該特例適用連結事業年度終了の時における帳簿価額）の百分の七十に相当する金額（特定期間内の日を含む各連結事業年度のうち平成二十六年四月一日前に終了した連結事業年度

(同日前に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下この項において「特例対象連結事業年度等」という。) 又は当該特例適用連結事業年度において当該特定株式等（第一号に掲げるものに限る。）の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該特例対象連結事業年度等又は当該特例適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（当該特例対象連結事業年度等が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額）に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法により特定事業再編投資損失準備金として積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の当該特例適用連結事業年度に係る決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定事業再編投資損失準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該特例適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 特定株式で特定期間内における設立等に伴う払込み等により交付されるもの又は特定債権で特定期間内における貸付けに係るもの 特例対象連結事業年度等において当該特定株式又は特定債権の特定取得をし、かつ、当該特定株式又は特定債権を当該連結事業年度終了の日まで引き続き有しているこ

と。

二 最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式又は特定債権 特例対象連結事業年度等が当該最初特定事業再編実施日を含む事業年度である場合において、当該特定株式又は特定債権を当該連結事業年度終了の日まで引き続き有していること。

3 第一項又は前項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の認定特定事業再編計画に係る第一項に規定する積立期間内の日を含む各連結事業年度のうち最後の連結事業年度（当該積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その末日を含む事業年度。以下この項において「基準連結事業年度等」という。）後の各連結事業年度終了の日において、前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該各連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された特定事業再編投資損失準備金の金額（当該各連結事業年度終了の日において同条第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金

を積み立てて いる連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越されたこれらの規定の特定事業再編投資損失準備金の金額（以下この項において「単体特定事業再編投資損失準備金の金額」という。）がある場合には当該単体特定事業再編投資損失準備金の金額を含むものとし、当該各連結事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれら の金額を控除した金額とする。以下この項及び次項において同じ。）がある場合には、当該認定特定事業再編計画に記載された特定事業再編に係る特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額については、当該基準連結事業年度等の終了の日における当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを六十（当該特定会社が第一項に規定する政令で定める目標を達成した場合には、当該積立期間開始の日から同項に規定する政令で定める日までの期間の月数を勘案して政令で定める数）で除して計算した金額（当該金額が前連結事業年度等から繰り越された当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額を超える

場合には、当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額）に相当する金額を、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の二第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、当該連結親法人又はその連結子法人のその該当することとなつた日を含む連結事業年度（第三号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 産業競争力強化法第二十七条第二項又は第三項の規定により認定特定事業再編計画の認定を取り消された場合 その取り消された日における当該認定特定事業再編計画に係る特定事業再編投資損失準備金の金額

二 当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等（第一項及び第二項に規定する株式若しくは出資又は債権をいう。以下この条において同じ。）の全部又は一部を有しないこととなつた場合（次号

又は第四号に該当する場合を除く。） その有しないこととなつた日における当該特定株式等に係る特定事業再編投資損失準備金の金額のうちその有しないこととなつた特定株式等に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等の全部を有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日における当該特定株式等に係る特定事業再編投資損失準備金の金額）

三 合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日である場合の当該合併に限る。）により合併法人に当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等を移転した場合 その合併の直前における当該特定株式等に係る特定事業再編投資損失準備金の金額

四 当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定会社が解散した場合 その解散の日における当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額

五 当該連結親法人又はその連結子法人が解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつてはその破産手続開始の決定の日が連結事業年度終了の日で

ある場合に限る。）その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する特定事業再編投資損失準備金の金額

六 当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等の帳簿価額を減額した場合 その減額をした日における特定事業再編投資損失準備金の金額のうちその減額をした金額に相当する金額

七 前項及び前各号の場合以外の場合において特定事業再編投資損失準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における特定事業再編投資損失準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する

金額

5 第一項及び第二項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三 清算中の連結子法人

6 第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。